

【 内容 】

電気設備のうち、一定規模以上の火災危険の大きい設備を設置、使用する場合に必要です。
 (発電設備:内燃機関によるもの(固定して用いるものに限る。))
 (変電設備:高圧又は特別高圧のもので、全出力50キロワットを超えるもの)
 (蓄電池設備:定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のもの)
 (燃料電池発電設備:固体高分子型燃料電池発電設備等のうち火を使用するものに限る。)

【 根拠法令 】

とちぎ広域消防事務組合火災予防条例第93条 とちぎ広域消防事務組合火災予防規則第19条

【 届出時期 】

設置工事をする7日前まで

【 提出部数 】

2部(その1部に届出済の印を押印して届出者に交付します。)

【 提出先 】 ※設置場所を管轄する消防署等に届け出てください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	平日8時45分 ~17時30分	帯広市内分 ※
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	8時45分 ~ 17時30分	帯広市内分 ※
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322		音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524		陸別町内分
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419		浦幌町内分

郵送による届出ができる消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。

※ 帯広市内の届出について

確認申請が必要な建築物に附属する設備の場合は、届出先が消防局予防課、それ以外は帯広消防署となります。